

緊急告知！

令和9年3月末
まで

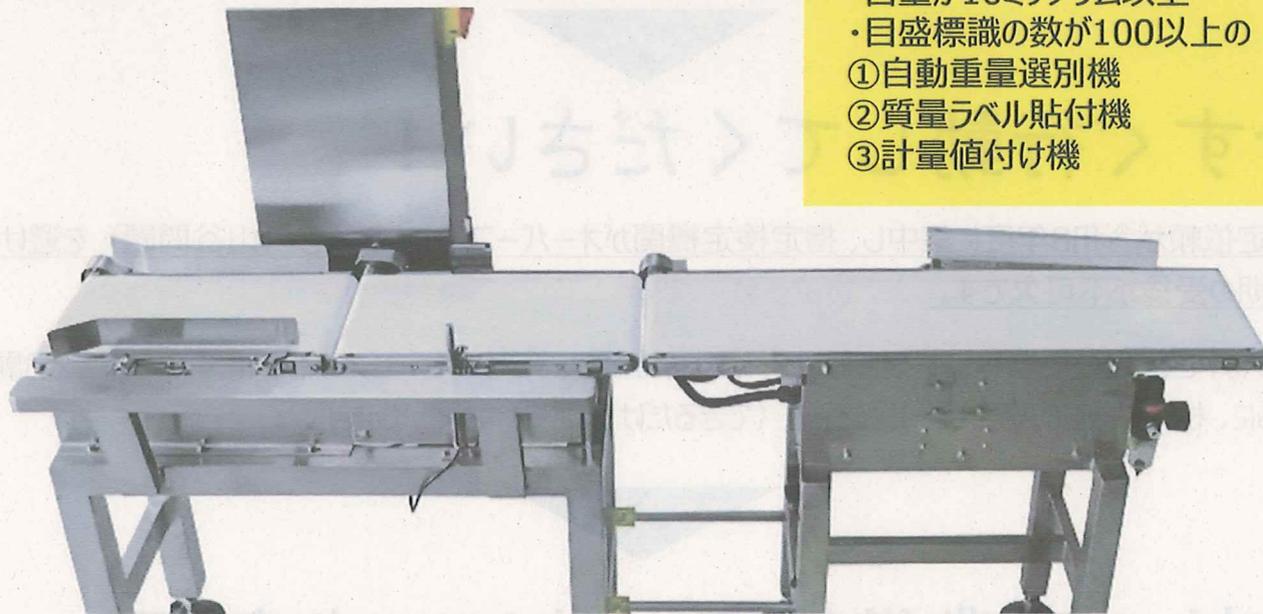
自動捕捉式はかりの検定期限が 迫っています！

食品・製薬工場やスーパーマーケットのセントラルキッチン等で使用されている自動捕捉式はかり（ウェイトチェッカーなど）に計量法に基づく検定義務が課されました。期限内に対応しないと、あなたの事業は停止の危機に直面します！

来年度（令和8年度）に検定依頼が集中し、受検できないリスクを回避するため、至急、はかりメーカーと連絡を取っていただき、検定受検の準備をお願いします！

検定対象となる「自動」はかり

- ・ひょう量が5キログラム以下
 - ・目量が10ミリグラム以上
 - ・目盛標識の数が100以上の
- ①自動重量選別機
 - ②質量ラベル貼付機
 - ③計量値付け機



山梨県計量検定所 笛吹市石和町広瀬785

TEL055-261-9130

QRコード
から詳細を
チェック！



なぜ今、緊急なのか？

平成29年の計量法改正により、これまで義務がなかった自動捕捉式はかりも取引・証明での使用には検定が必須になりました。この改正の目的は、公正な商取引の維持と計量の信頼性確保です。

1

令和6年4月1日
新設機器は検定義務化されています

2

令和9年3月31日
既設の機器は、この日までに検定完了しなければ、取引・証明等で一切使用できません！
山梨県内には推定456台の対象機器がありますが、検定完了はごくわずかなのが現状です。

令和8年度になってから動き出した場合、
検定が集中し、受検できないおそれがあります！

未検定のまま使用した場合の深刻な影響

法的リスク

最大6ヶ月の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される重大な法的リスクがあります（計量法第172条）。

事業への影響

製品の計量・出荷停止、サプライチェーンの混乱、事業停止という壊滅的な事態に直面します。これは「山梨県の経済を止めてしまう」深刻なリスクに直結します。

今すぐ行動してください！

検定依頼が令和8年度に集中し、指定検定機関がオーバーフローする懸念（山谷問題）を避けるため、早期の受検が不可欠です。

まずは、ご自身の工場等にある機器のメーカーを確認し、アフターサービスの窓口にすぐ、連絡をお願いするとともに、検定受検のスケジュール確保を（できるだけ早期に）お願いします。

貴社の事業継続のために、お気軽にご相談ください！

山梨県計量検定所 笛吹市石和町広瀬785 電話 055-261-9130

電子メール keiry@pref.yamanashi.lg.jp